

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年5月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社合田不動産 高松市天神前7番18号

株式会社合田工務店 高松市天神前9番5号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニータウン 観音寺市本大町字井手南1578番地1ほか

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社サニーマート

変更前 代表取締役 中村雄一

変更後 代表取締役 中村彰宏

(4) 変更年月日

平成19年4月1日

(5) 変更理由

代表者の変更のため

2 届出年月日

平成19年4月25日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市商工観光課

(2) 縦覧期間

平成19年5月7日（月曜日）から同年9月7日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の

生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日

から4月以内（平成19年9月7日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び観

音寺市商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

(1) 記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

(2) 提出先

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ